

# 令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金に関するQ&A

(令和4年10月～令和5年3月分)

(令和4年11月1日現在)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答
1	補助事業者	補助対象者の要件として、「県と取りまとめ機関（医師会等）が感染症法第15条に基づく行政検査の集合契約を締結しているとき、その医師会等に集合契約締結に関する権限を委任した医療機関」とあるが、当院がそれに当てはまるかどうかを確認したい。	医師会に集合契約締結に関する権限の委任状を提出している医療機関であれば該当します。委任の有無について不明な場合は、各地区医師会に御確認ください。 なお、補助金の <b>交付申請書提出時点</b> で、 <b>委任状が提出されていることが必要</b> です。 また、診療・検査医療機関の指定のみでは補助対象者となりませんので、御注意ください。
2	補助対象設備	いつからいつまでの設備整備が対象か。	<b>令和4年4月1日以降、令和5年3月31日までに発注または契約し、令和4年10月1日以降、令和5年3月31日までに納品</b> されるものが対象です。
3	補助対象設備	〇〇（製品名）は補助対象となるか。	個別の設備については、交付申請により、カタログ等（仕様のわかる書類）を確認し、補助要件（新型コロナウイルス感染症疑い患者等の検査に必要であること）に照らして補助対象となるかを審査しますので、 <b>事前に問合せいただいてもお答えできません</b> 。対象となるか不明な設備についても、申請を希望する場合は交付申請書に記載していただき、 <b>使用用途や目的がわかる書類を添付</b> してください。
4	補助対象設備	〇〇（製品名）は次世代シーケンサー、リアルタイムPCR装置、等温遺伝子増幅装置、全自動化学発光酵素免疫測定装置のいずれに該当するか。	当該装置がいずれに該当するかは、交付申請により、カタログ等（仕様のわかる書類）を確認し判断しますので、 <b>事前に問合せいただいてもお答えできません</b> 。 <b>カタログの記載やメーカーに確認いただいた上で申請してください</b> 。 <b>※品目の誤りが非常に多いため、必ず御確認ください</b> 。なお、厚生労働省のHPも参考にしてください。 リアルタイムPCR法は「RT-PCR法」、等温遺伝子増幅法は「LAMP法、TRC法、TMA法、NEAR法」等と記載されています。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html</a>

# 令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金に関するQ&A

(令和4年10月～令和5年3月分)

(令和4年11月1日現在)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答
5	補助対象設備	補助金を利用して購入した設備等に制限はあるのか。	<p>愛知県補助金等交付規則第20条（財産の処分の制限）に基づき、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません（知事の承認が必要となります）。</p> <p>廃棄も同様ですが、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、当初から、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけではないので、この限りではありません。</p> <p>いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備であるため、購入ではなく、<b>リースでの対応を必ず御検討ください。購入による整備の場合、購入によることをやむを得ないとした理由及びリース対応に係る御検討の内容について、審査の過程で確認させていただきます。</b>また、令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金交付要綱第13に基づき、<b>財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくこととなります。</b></p> <p>なお、本事業は、国費を活用した事業となるため、当該事業で購入した設備等は国の会計検査の対象となります。その際に、診療規模等に応じて<b>過大な備品購入</b>である、または<b>新型コロナウイルス感染症の検査目的以外で使用していると判断された場合等には補助金の返還</b>となる可能性がありますので御注意ください。</p>
6	補助対象設備	検査装置のリース料は対象となるか。	<p>リース料も対象となります。（<u>令和4年10月1日から令和5年3月31日</u>までの期間において発生する経費が対象です）</p>
7	補助対象設備	検査装置に「付帯する設備」とは。	<p>検査に必要不可欠であり、検査装置と一体的に利用する備品をいいます。<b>申請の際には、その旨がわかるカタログ等の資料を添付してください。</b></p> <p>なお、本補助金は検査設備の整備のみを目的とするものであるため、<b>消耗品等、主に以下のものは補助対象外</b>です。</p> <p><b>【補助対象外例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①試薬</li> <li>②使い捨ての検査キット</li> <li>③プリンター用紙やラベルシール</li> <li>④交換用の予備</li> <li>⑤光熱費、通信費等のランニングコスト</li> <li>⑥検査室の電源工事等</li> </ul>

# 令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金に関するQ&A

(令和4年10月～令和5年3月分)

(令和4年11月1日現在)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答
8	補助対象設備	「付帯する設備」のみの申請は可能か。	本補助金は本体である検査装置を整備する場合に、「付帯する設備」が補助対象となるため、本体装置の購入を伴わない場合は申請できません。
9	補助対象設備	設備の送料は補助対象となるか。	補助対象設備の送料も設備の整備に必要な費用として、対象経費に含めて構いません。
10	補助対象設備	すでに購入しているものでも申請することは可能か。	令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間内に納品されたものであれば、申請いただくことが可能です。
11	補助対象設備	同じものを他の補助金と重複して申請できるか。	二重で補助を受けると一方は利得となってしまうため、他の補助金で申請しているものと同じものを申請することはできません。 また、 <b>同じものを複数の補助金に跨がって申請することもできません。</b>
12	補助対象設備	設備の購入に際し分割払いをしても良いか。クレジットカードでの支払いも可能か。	支払済額（購入額）に対して補助をするものとなりますので、一括で代金を支払ってください。クレジットカードでの支払いも可としますが、実績報告書を提出いただく際、別途、対象経費の品目ごとに支出されたことが分かるよう、納品書、領収書等御用意いただくこととなりますので注意してください。また、申請者と同一の名義での購入としてください。
13	留意事項	HP上にある留意事項（1）「新型コロナウイルス感染症の行政検査を実施するために必要最小限の台数であること」について、台数の目安はあるか。	1日当たりの検査数をもとに、必要最小限の台数を検討してください。（ <u>申請様式における行政検査実施状況を審査の参考とさせていただきます。</u> ） 例えば、15分で1検体を検査できる検査装置である場合は、開業時間6時間で約24検体検査できることとなります。また、検査を実施することができる職員数を踏まえた上で適切な台数検討をお願いします。 なお、 <b>団体や家族が同時に来院し、一時的に検査対象の人数が増えることがあっても、当該対応は検査機関が連携協力により対応することが適当のため、一時的な検査数増加を理由としての申請については、県として公金を原資とした補助による整備に親和しないため、交付を認めないことがあります。</b> <u>また、国が示す「病原体検査の指針」（第5.1版）に基づき、患者の状態像等に応じた抗原定性検査を活用しての検査運用を前提として、申請台数を検討してください。</u> なお、本補助により整備の検査機器は専ら行政検査での使用に用途が限られるため、 <b>無料化PCR事業、院内スタッフ及び患者に対するスクリーニング検査等を目的とした整備は補助対象外となります。</b>

# 令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金に関するQ&A

(令和4年10月～令和5年3月分)

(令和4年11月1日現在)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答
14	留意事項	HP上にある留意事項(2)「愛知県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、休日等問わず迅速かつ確実に検査を実施できる体制が確保されていること」について、休日はどの程度対応する必要があるか。	当補助金は、検査体制の整備を目的として実施しています。また、補助金を交付する上での要件となっているため、行政から検査依頼があった場合は、診療時間外も対応いただくことがありますので、御了承いただいた上での申請をお願いします。(実施状況について、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)等で確認させていただく場合があります。)なお、検査依頼の頻度は、感染状況により異なります。
15	手続き関係 (交付申請)	補助基準額の「知事が認めた額」とは。補助率10/10ということは、申請したものすべてが補助対象と認められた場合、申請額全額交付決定されるということか。	基準額が定められているものではないため、審査の結果、新型コロナウイルス感染症の行政検査を実施するために必要最小限の台数分の額と認められた金額となります。なお、予算の範囲内での交付となるため、各検査機関からの申請状況によっては必ずしも全額交付されることが約束されるものではない点、御了承ください。(なお、千円未満端数は切り捨てとなります。)
16	手続き関係 (交付申請)	申請は購入の都度行うのか。	<u>令和4年10月1日から令和5年3月31日までに納品されるものを、検査機関ごとに1本の申請として、申請期日までにまとめて交付申請してください。</u> 交付決定後、実績報告(実際に支払った金額の報告)をもとに補助金を支払う予定です。
17	手続き関係 (交付申請)	見積書等の金額のわかる書類について、令和3年度以前に取り寄せたものでも良いか。	令和3年度以前の見積書では金額や仕様が変更されている場合がありますので、少なくとも令和4年度に発行された見積書を提出してください。
18	手続き関係 (交付申請)	付帯する備品をインターネット通販で購入する場合、金額のわかる書類としてどのような書類を提出すればよいか。	インターネット通販サイトの購入画面に商品名と仕様、金額が記載されている場合は、その画面の写しを提出してください。
19	手続き関係 (交付申請)	振込先口座の名義人は申請書の補助事業者名と同じでないといけないのか。	原則、補助事業者名と同じにしてください。事情があって、申請者と異なる内容にしなければならない場合は個別に御相談ください。
20	手続き関係 (廃止)	交付決定を受けたが、すべての設備について購入をやめた場合、必要な手続きはあるか。	<u>補助事業の廃止の手続きが必要となりますので、購入を取りやめた場合は個別に御相談ください。</u>
21	手続き関係 (実績報告)	実績報告書はいつまでに提出するべきか。	詳細は交付決定後ホームページ等で御案内しますので、期日までに御提出をお願いいたします。(実績報告書の御提出がない場合、補助金の支払いができません。)

# 令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金に関するQ&A

(令和4年11月1日現在)

(令和4年10月～令和5年3月分)

※下線は更新箇所

番号	区分	質問	回答
22	手続き関係 (実績報告)	交付決定後、実績報告書提出時までに用意する必要のある書類は何か。	<p>品目ごとに、以下の事項が確認できる書類を御準備ください。 (<u>経費の発生事実に基づく実費補助となりますので、廃棄・紛失に御注意ください。</u>)</p> <p>①<b>納品日、品名、単価、数量及び金額</b>（納入業者からの請求書や納品書の写し等） ②<b>経費の支払</b>（領収書、振込明細等の写し等）（支払済の場合）</p>
23	手続き関係 (実績報告)	「報告する経費の納品日、単価、数量及び金額がわかる資料（納入業者からの請求書や納品書の写しなど）」について、「一式」のみの記載の納品書等の提出でよいか。	<p>納品されたものの内訳を確認させていただく必要があるため、「一式」ではなく、<b>内訳とそれぞれの金額が記載された納品書等の提出をお願いします。</b>また、実績報告様式において、内訳ごとに品名と金額を入力するようにしてください。</p>
24	手続き関係 (仕入控除税額の報告)	実績報告書を提出し補助金の交付を受けた後、必要な手続きはあるか。	<p>消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る<b>仕入控除税額が確定した場合</b>には、所定の様式により速やかに知事に報告することとされています。</p> <p>なお、報告された仕入控除税額分は補助金により賄われ、補助事業者において負担が発生していないこととなるため、当該額が本来発生するものでない利得とならないよう、愛知県に返還していただく必要があります。</p> <p>提出時期が近づきましたら、別途お知らせいたします。</p>